

役場職員の「ナチュラル・ビズ・スタイル」を開始しました

役場では、これまで地球温暖化対策の一環として、夏季は「クールビズ」、冬季は「ウォームビズ」に取り組んできました。

この取り組みを発展させ、年間を通して省エネや節電を強く意識し気候や室温に合わせ、職員一人ひとりが働きやすい服装について自主的に判断し執務を行う「ナチュラル・ビズ・スタイル」を6月3日から実施しています。

来庁される皆様におかれましては、ご理解のほどよろしく申し上げます。

なお、町が主催する会議の服装についても、ノーネクタイを基本とした「ナチュラル・ビズ・スタイル」を励行します。会議に出席される皆様も、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

問合せ 総務課総務グループ ☎ 2511

森林環境税の課税が始まります

森林整備の費用などに充てるため、令和6年度から新たに森林環境税が課税されます。森林環境税は国税ですが、個人町民税、道民税の均等割と合わせて、年額1,000円を賦課徴収することとされています。納めていただいた森林環境税は、その全額が森林環境譲与税としてすべての都道府県、市町村へ譲与されます。

令和6年度以降の個人町民税、道民税均等割および森林環境税の内訳は下表のとおりです。

	令和5年度まで	令和6年度以降
町民税均等割	3,500円	3,000円
道民税均等割	1,500円	1,000円
森林環境税	—	1,000円
合計	5,000円	5,000円

※個人町民税、道民税の均等割が非課税となる方は、森林環境税も課税されません。

※東日本大震災からの復興に関して、防災のための施策に必要な財源を確保するための臨時特例による均等割の引き上げ（町民税500円、道民税500円）は令和5年度で終了しました。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ 2513

ヒグマに注意しましょう

令和6年度から寄せられた安平町のヒグマの出没情報を「ひぐまっぷ」というサイトで公開しています。

「ひぐまっぷ」で表示されているものは、ヒグマの目撃や出没などがあった場所であり、印が無い場所が安全とは限りませんので、ご注意ください。

ヒグマの姿や足跡などを見たときは、役場またはお近くの駐在所へご連絡をお願いします。



「ひぐまっぷ」(令和6年度出没分)はこちらからご覧いただけます

連絡先 早来駐在所 ☎ 2030 追分駐在所 ☎ 2003 安平駐在所 ☎ 2339
遠浅駐在所 ☎ 2211 安平町役場 ☎ 2511 (代表)